

令和5年度泉崎村職員【一般行政（社会人経験者）、保健師、幼稚園教諭】採用候補者試験公告

泉崎村職員【一般行政（社会人経験者）、保健師、幼稚園教諭】採用候補者試験を次により行います。

1 試験職種及び採用予定人員

試験職種	一般行政 (社会人経験者)	保健師	幼稚園教諭
採用予定人員	若干名	若干名	若干名

回 覧

泉 崎 村
令和4年9月1日

2 受験資格

○一般行政：昭和58年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者。（学歴は問いません。）

ただし、令和4年9月1日現在において民間企業等における職務経験を5年以上有している者。

（注1）民間企業等における職務経験には、会社員、公務員、団体職員、自営業者、パートタイマー等として、週30時間以上の勤務を1年以上継続して就業していた期間が該当。

（注2）職務経験が複数ある場合は通算可。ただし、同一期間内に複数の職務に従事していた場合は、いずれか1つの職歴に限る。

○保健師：昭和62年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者。（学歴は問いません。）

ただし、保健師免許を有する者又は令和5年3月までに取得見込みの者。

○幼稚園教諭：昭和62年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者。（学歴は問いません。）

ただし、幼稚園教諭免許を有する者又は令和5年3月までに取得見込みの者。

※地方自治の観点から、行政職は村内に居住することを要件とします。なお、保健師及び幼稚園教諭の居住条件等はありません。また、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

（1）日本の国籍を有しない者

（2）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることができなくなるまでの者

（3）本村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（4）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の方法

記述試験を次により行います。

【第1次試験】

①教養試験等【一般行政（社会人経験者）：社会人基礎試験】、【保健師・幼稚園教諭：高校卒業以上程度】

○一般行政（社会人経験者）：社会人基礎試験は、次により行います。

◇職務基礎力試験（90分）公務に必要な基礎的な知的能力について、四肢択一式による筆記試験を実施

・出題分野及び出題数：社会的関心と理解 25 問、言語的な能力 25 問、理論的な思考力 25 問 計 75 問

◇職務適応性検査（20分）社会人の職務、職場の適応性（職場への対応、人間関係等）の観点等 計 150 問

○保健師・幼稚園教諭（120分）：職員として必要な一般知識及び知能について、五肢択一式による筆記試験を実施

・出題分野及び出題数：知識分野 20 問、知能分野 20 問、計 40 問。※「古文」、「哲学・文学・芸術等」、「国語」の出題はありません。

②専門試験（保健師、幼稚園教諭のみ）（90分）

試験職種（保健師、幼稚園教諭）の職員として必要な専門知識及び能力について、択一式による筆記試験を実施

③事務適性検査（10分）及び職場適応性検査（20分）を実施

【第2次試験】

第1次試験合格者に対して、主として人物について個別面接及び作文による試験を行います。

4 資格調査

第1次試験合格者について、受験資格があるかどうか、試験申込書に記載されていることが正しいかどうかについて調査します。

5 試験の期日、場所及び発表

区 分	期 日	時 間		試 験 場	発 表
		一般行政 (社会人経験者)	保健師、幼稚園教諭		
第1次試験	令和4年 12月4日 (日)	午前	・受 付 9:00～ 9:30 ○教養試験（職務基礎力試験） 10:00～11:30 ○職務適応性検査 11:40～12:00	福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字八丸145 泉崎村役場	令和4年12月下旬に泉崎村役場掲示板に合格者を掲示するほか、合格者に通知しま
			○教養試験（高校卒業以上程度） 10:00～12:00		

		午後	○事務適性検査及び職場適応性検査 13:00～13:30	○専門試験（保健師、幼稚園教諭） 13:00～14:30 ○事務適性検査及び職場適応性検査 14:40～15:10		す。
第2次試験	第1次試験合格者のみに別途通知します。					

※新型コロナウイルス感染症対策でタイムスケジュールが変更となる場合があります。また、庁舎内で会場を分けて【試験職種（一般行政、保健師、幼稚園教諭）ごと】実施となる場合があります。

6 合格者の採用

- (1) 合格者は採用候補者名簿に登載され、成績順に村長が採用する者を決定します。
この採用候補者名簿の有効期間は原則として1年間です。
- (2) 初任給は、本村の給料表によるが、その他扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当などが支給要件に応じて支給されます。

7 受験手続及び受付期間

- (1) 申込用紙の請求
申込用紙は、本村役場総務課で交付します。
郵便により申込書を請求する場合は、封筒の表に赤で「職員採用試験申込用紙請求」と書いて、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角型2号）を必ず同封してください。
- (2) 申込の方法
 - ① 申込用紙に必要事項を記入して、泉崎村役場：総務課に提出してください。
申込書を郵送する場合は、140円切手を貼った自分宛の封筒を同封し、その表に赤で「職員採用試験申込」と書いて、必ず簡易書留にて送付ください。
 - ② 受験票を受領したときは、最近6ヶ月以内に撮影した本人の写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4.5cm）1枚を写真欄に貼って受験当日に必ず持参してください。（受験票がない場合、又は受験票に写真の貼っていない場合は、受験できません。）
- (3) 受付期間
令和4年9月12日（月）から同9月30日（金）まで（執務時間中に限ります。）
郵便による申込書提出の場合は、9月28日（水）までの消印のあるものに限り受付けます。

8 試験結果の開示

この試験の結果については、泉崎村個人情報保護条例第17条の規定により、口頭で請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できません。受験者本人であることを明らかにする書類（運転免許証、学生証、マイナンバーカード、旅券等）を持参のうえ、受験者本人が直接おいでください。

試 験	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	第1次試験不合格者	総合得点・順位	合格者発表日から1年間	泉崎村役場 総務課
第2次試験	第2次試験受験者			

9 その他

- (1) 受験の際は、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参すること。それ以外の筆記用具は使用できません。
- (2) 試験当日の試験会場への自家用車の乗り入れ可。（職員駐車場等をご利用ください）。また、公共交通機関の場合、最寄り駅はJR泉崎駅となります。（受付時間は厳守のこと。）
- (3) 受験者は、昼食を持参すること。※一般行政（社会人経験者）は午前中のみのため不要。
- (4) 試験日までの体調管理について
 - ・日頃から新型コロナウイルス等への感染予防と健康管理に努めてください。
 - ・換気の悪い密閉空間に多くの人が集まり、間近で会話や声を発することを避けてください。
- (5) 試験当日について
 - ・体調不良の方、「新型コロナウイルス感染症に罹患し治癒していない方」、「濃厚接触者として健康観察の指示を受けている方」、「発熱、咳など風邪症状が続いている方」は、他の受験者への感染の恐れがあるため、当日の受験は控えていただくようお願いします。なお、これらを理由とした欠席者向けの再受験は予定されておりません。
 - ・マスク着用等、試験当日は感染予防のため、マスクの持参と着用をお願いするとともに、咳エチケットの徹底をお願いいたします。なお、試験時間中の写真照合の際には、試験員の指示に従いマスクを一時的に外してください。
 - ・消毒液の設置等、試験当日、試験会場にアルコール手指消毒液を設置しますので、手指消毒や手洗い等を実施するとともに、試験会場やその周辺における不用意な会話等は控えてください。なお、携帯用手指消毒用アルコールをお持ちの方は、持参しても差し支えありません。
 - ・試験室の換気、試験室は、換気のため窓やドアを開放します。気温の高低に対応できるよう服装には注意してください。
- (6) この試験に関し不明な点は、泉崎村役場：総務課（TEL0248-53-2111）に問い合わせてください。郵便で問い合わせる場合は、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封してください。